平成20年　№.５

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

東京学芸大学学位規程及び東京学芸大学教育学研究科規程の一部を改正する規程

改正理由

教職大学院の設置及び大学院関係規程の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年３月５日　教育研究評議会　審議・承認

（「教職大学院の設置等に伴う大学院学則等の一部改正について」）

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成20年３月６日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成20年学則第２号

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第１号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学位規程及び東京学芸大学教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年３月６日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成20年規程第12号

東京学芸大学学位規程及び東京学芸大学教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）及び東京学芸大学教育学研究科規程（平成８年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：教職大学院の設置及び大学院関係規程の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
第１章　総則 （趣旨） 第１条　この学則は，国立大学法人東京学芸大学学則（以下「大学学則」という。）第６条第２項の規定に基づき，大学院について必要な事項を定めるものとする。 （研究科） 第２条　大学院に，教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。 ２　連合学校教育学研究科の教育研究は，国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。），国立大学法人埼玉大学，国立大学法人千葉大学及び国立大学法人横浜国立大学の協力により実施する。 （研究科の目的） 第３条　教育学研究科は，学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に，豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して，教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。 ２　連合学校教育学研究科は，教育の理論と実践に関する諸分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 （課程） 第４条　教育学研究科に専門職学位課程及び修士課程を置き，連合学校教育学研究科に後期３年のみの博士課程を置く。 ２　前項の専門職学位課程は，教職大学院の課程とする。 （専攻） 第５条　教育学研究科に，次の表のとおり専攻を置く。	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この学則は，国立大学法人東京学芸大学学則（以下「大学学則」という。）第６条第２項の規定に基づき，大学院について必要な事項を定めるものとする。 （研究科） 第２条　大学院に教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。 ２　連合学校教育学研究科の教育研究は，国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。），国立大学法人埼玉大学，国立大学法人千葉大学及び国立大学法人横浜国立大学の協力により実施する。 （課程） 第３条　教育学研究科に修士課程を置き，連合学校教育学研究科に後期３年のみの博士課程を置く。 （研究科の目的） 第４条　教育学研究科は，学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に，豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して，教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。 ２　連合学校教育学研究科は，教育の理論と実践に関する諸分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

課程	専攻
教職大学院の課程	教育実践創成専攻
修士課程	学校教育専攻 学校心理専攻 特別支援教育専攻 家政教育専攻 国語教育専攻 英語教育専攻 社会科教育専攻 数学教育専攻 理科教育専攻 技術教育専攻 音楽教育専攻 美術教育専攻 保健体育専攻 養護教育専攻 総合教育開発専攻

２　連合学校教育学研究科に，学校教育学専攻を置く。

（学生定員）

第６条　教育学研究科の入学及び収容定員は，次の表のとおりとする。

専　　攻	入学定員	収容定員	専　　攻	入学定員	収容定員
教育実践創成専攻	３０名	６０名	数学教育専攻	１０名	１８名
学校教育専攻	１２名	２２名	理科教育専攻	３２名	６２名
学校心理専攻	２６名	５０名	技術教育専攻	６名	１０名
特別支援教育専攻	１６名	３０名	音楽教育専攻	１８名	３４名
家政教育専攻	１０名	１８名	美術教育専攻	１８名	３４名
国語教育専攻	２５名	４８名	保健体育専攻	１８名	３５名
英語教育専攻	１０名	１８名	養護教育専攻	６名	１１名
社会科教育専攻	３２名	６２名	総合教育開発専攻	４０名	８０名
計				３０９名	５９２名

２　連合学校教育学研究科学校教育学専攻の入学定員は20名とし，収容定員は60名

とする。	
第２章　管理運営	第２章　管理運営
（研究科長）	（研究科長）
第７条　各研究科に，研究科長を置く。	第５条　各研究科にそれぞれ研究科長を置く。
２　教育学研究科長は，学長をもって充て，連合学校教育学研究科長については，別に定める。	２　研究科長については，各研究科において別に定める。
（研究科の運営）	（教育学研究科の運営）
第８条　教育学研究科の運営に関する事項及びその他必要な事項については，教授会及び教育研究評議会で審議する。	第６条　教育学研究科の運営に関する事項及びその他必要な事項については，教授会及び教育研究評議会で審議する。
２　連合学校教育学研究科の運営に関する事項及びその他必要な事項を審議するため，連合学校教育学研究科に研究科委員会を置く。	（研究科委員会）
３　前項の研究科委員会に関する規程は，連合学校教育学研究科において別に定める。	第７条　連合学校教育学研究科に研究科委員会を置く。
	２　研究科委員会に関する規程は，連合学校教育学研究科において別に定める。
（その他の組織）	（その他の組織）
第９条　別に定めるところにより，研究科の運営のために必要な組織を置くことができる。	第８条　別に定めるところにより，研究科の運営のために必要な組織を置くことができる。
第３章　標準修業年限及び在学年限	第３章　専攻，学生定員，修業年限及び在学年限
	（専攻）
	第９条　研究科に置く専攻は，各研究科において別に定める。
	（学生定員）
	第１０条　大学院の入学定員及び収容定員は，各研究科において別に定める。
（標準修業年限等）	（標準修業年限及び在学年限等）
第１０条　教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は，２年とする。	第１１条　教育学研究科の標準修業年限は２年とする。
２　前項の規定にかかわらず，教職大学院の課程において，主として実務の経験を有する者に教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において，教育上の必要があるときは，当該学生の修業年限を１年とすることを認めることができる。	
３　第１項の規定にかかわらず，修士課程において，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うときの標準修業年限は，１年とする。	２　前項の規定にかかわらず，教育学研究科において，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース（以下「教育学研究科短期特別コース」という。）の標準修業年限は１年とする。
４　修士課程において，学生が，職業を有している等の事情により，第１項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合	３　教育学研究科の学生が，職業を有している等の事情により，第１項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は，

は，別に定めるところにより，当該学生の修業年限を３年又は４年とすることを認めることができる。 ５　博士課程の標準修業年限は，３年とする。 （在学年限） 第１１条　大学院の学生の在学年限は，休学期間を除き，６年とする。ただし，前条第３項の規定により履修する学生の在学年限は，３年とする。	別に定めるところにより，当該学生の修業年限を３年又は４年とすることを認めることができる。 ４　連合学校教育学研究科の標準修業年限は３年とする。 ５　大学院の在学年限は，休学期間を除き，教育学研究科及び連合学校教育学研究科ともに６年以内とする。ただし，教育学研究科短期特別コースの在学年限は３年以内とする。
第４章　授業科目，単位履修方法，課程の修了要件等 （授業科目等） 第１２条　各研究科における各専攻の授業科目，単位数及び履修方法等に関する事項は，各研究科において別に定める。 （指導教員） 第１３条　研究科長は，学生の入学後，当該学生の指導教員を決定する。 ２　指導教員の役割等については，別に定める。	第４章　授業科目，単位履修方法，課程の修了要件等 （授業科目等） 第１２条　各研究科における各専攻の授業科目，単位数及び履修方法等に関する事項は，各研究科において別に定める。 （指導教員） 第１３条　研究科長は，学生の入学後，当該学生の指導教員を決定する。 （履修科目の届出） 第１４条　学生は，指導教員の指導に基づき，当該学年内に履修しようとする授業科目を，所定の様式により研究科長に届けなければならない。 （単位修得の認定） 第１５条　単位修得の認定は，学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告等に基づきこれを行う。
（教育方法の特例） 第１４条　大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 （他の大学院等における研究指導） 第１５条　修士課程及び博士課程の学生が，国内若しくは外国の他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において，課程の修了に必要な研究指導の一部を受けることが，教育上有益であると研究科において認めるときは，当該他大学院等との協議に基づき，学生が研究指導を受けることを認めることができる。 ２　他大学院等における研究指導に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。	（教育方法の特例） 第１６条　大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 （他の大学院等における研究指導） 第１７条　学生が，国内若しくは外国の他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において，研究科の課程の修了に必要な研究指導の一部を受けることが，教育上有益であると研究科において認めるときは，当該研究科はその定めるところにより，当該他大学院等との協議に基づき，学生が研究指導を受けることを認めることができる。
（他の大学院における授業科目の履修） 第１６条　学生が，他の大学院（外国の大学院を含む。）において，専攻分野に関する授業科目を履修しようとすることが，教育上有益であると研究科において認めるときは，当該大学院との協議に基づき，学生が当該大学院の授業科目を履修	（他の大学院における授業科目の履修） 第１８条　学生が，他の大学院（外国の大学院を含む。）において，専攻分野に関する授業科目を履修しようとすることが，教育上有益であると研究科において認めるときは，当該研究科はその定めるところにより，当該大学院との協議に基づ

することを認めることができる。 ２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，各研究科の定める範囲内で，これを本学の大学院における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 ３　他の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。	き，学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。 ２　前項の規定により修得した授業科目及び単位数については，各研究科の定める範囲内で，これを大学院における相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。
（入学前の既修得単位の認定） 第１７条　大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が本学の大学院に入学する前に本学又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（本学又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を，本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，修業年限を短縮することはできない。 ２　教職大学院の課程において，前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学等の場合を除き，本学の教職大学院において修得した単位以外のものについては，13単位を超えないものとする。ただし，別に定める履修基準に規定する実習科目及び課題研究科目について，前項の規定により修得したものとみなすことはできない。 ３　教職大学院の課程において，前項，前条第２項及び次条第２項の規定により修得したものとみなす単位数の合計は，23単位を超えないものとする。 ４　修士課程において，第１項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，転入学等の場合を除き，本学の大学院において修得した単位以外のものについては，10単位を超えないものとする。 ５　前各項に定めるもののほか，入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。	（入学前の既修得単位の認定） 第１９条　大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を，大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，修業年限を短縮することはできない。 ２　前項により修得したものとみなすことができる単位数は，転入学等の場合を除き，大学院において修得した単位以外のものについては，10単位を超えないものとする。 ３　前２項に定めるもののほか，単位認定等に関し必要な事項は，別に定める。
（教職大学院の課程の修了要件） 第１８条　教職大学院の課程に２年（第10条第２項の規定により履修する学生にあっては，１年）以上在学し，46単位（別に定める履修基準に規定する実習科目10単位を含む。）以上を修得した者については，教授会の議を経て，学長が教職大学院の課程の修了を認定する。 ２　教職大学院は，教育上有益と認めるときは，入学する前に５年以上の教職経験を有する現職教員等について，別に定めるところにより，前項の実習科目のうち７単位を修得したものとみなすことができる。 （修士課程の修了要件） 第１９条　修士課程に２年（第10条第４項の規定により履修する学生にあっては，認められた修業年限の年数）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「課題	（修了要件） 第２０条　大学院の課程の修了の要件については，各研究科において別に定める。

研究の成果」という。）の審査及び最終試験に合格した者については，教授会の議を経て，学長が修士課程の修了を認定する。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，修士課程に１年以上在学すれば足りるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず，第10条第３項の規定により履修する学生にあっては，修士課程に１年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者については，教授会の議を経て，学長が修士課程の修了を認定する。 （博士課程の修了要件） 第２０条　博士課程に３年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格した者については，研究科委員会の議を経て，学長が博士課程の修了を認定する。ただし，在学期間については，優れた研究業績を上げた者については，２年以上在学すれば足りるものとする。 （学位の授与） 第２１条　教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を，修士課程を修了した者には修士の学位を，博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。 ２　学位に関する事項は，別に定める。 第５章　入学，休学，留学，除籍及び退学等 （入学時期） 第２２条　大学院への入学は，毎年４月とする。 （入学資格） 第２３条　大学院の入学資格については，各研究科において定める。 （入学の出願） 第２４条　大学院に入学を志願する者は，入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。 （入学者の選考） 第２５条　前条の入学志願者については，別に定めるところによる選考の結果に基づき，教授会（連合学校教育学研究科にあっては，研究科委員会。第33条において同じ。）の議を経て学長が合格者を決定する。 （入学手続き及び入学許可） 第２６条　前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は，誓約書その他所定の書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。 ２　学長は，前項の入学手続きを完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し，受理された者を含む。）に入学を許可する。	（学位の授与） 第２１条　教育学研究科の課程を修了した者には修士の学位を，連合学校教育学研究科の課程を修了した者には博士の学位を授与する。 ２　学位に関する事項は，別に定める。 第５章　入学，休学，留学及び退学等 （入学時期） 第２２条　大学院への入学は，毎年４月とする。 （入学資格） 第２３条　大学院の入学資格については，各研究科において定める。 （入学の出願） 第２４条　大学院に入学を志願する者は，入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。 （入学者の選考） 第２５条　前条の入学志願者については，別に定めるところによる選考の結果に基づき，教授会（連合学校教育学研究科にあっては，研究科委員会。第33条において同じ。）の議を経て学長が合格者を決定する。 （入学手続き及び入学許可） 第２６条　前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は，誓約書その他所定の書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。 ２　学長は，前項の入学手続きを完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し，受理された者を含む。）に入学を許可する。

（再入学） 第２７条　大学院の退学者が，再入学を願い出たときは，選考の上，これを許可することができる。 ２　再入学に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。 （転入学） 第２８条　他の大学院の学生で，本学の大学院へ転入学を志願する者があった場合には，その事由及び学力等を審査した上で，これを許可することができる。 ２　転入学に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。 （転学） 第２９条　他の大学院へ転学を希望する学生は，学長の承認を得なければならない。 ２　転学に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。 （休学） 第３０条　学生が疾病その他やむを得ない事情により，引き続き２月以上にわたり修学することができないときは，所定の手続を経て休学することができる。 ２　休学期間については，各研究科において別に定める。 ３　休学の事由が消滅したときは，当該学生は，速やかに所定の手続をとり，復学しなければならない。 （留学） 第３１条　大学院は，教育上有益と認めるときは，外国の大学院との協議に基づき，学生が当該大学院に留学することを認めることができる。 ２　前項の規定により学生が留学する場合は，休学の取扱いをしないものとする。 ３　第16条第２項の規定は，第１項の規定により学生が留学する場合に準用する。 ４　留学の手続その他留学に関し必要な事項は，別に定める。 （退学） 第３２条　退学を希望する学生は，学長に願い出て，その許可を得なければならない。 （除籍） 第３３条　次の各号の１に該当する者は，教授会の議を経て，学長が除籍する。 (1) 第11条に定める在学年限を超えた者 (2) 第30条第２項に基づいて定められた休学期間を超えてなお修学できない者 (3) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等があった者 (4) 長期間にわたり授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者 (5) 入学料の免除を願い出た者のうち，免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。） (6) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち，徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間	（再入学） 第２７条　大学院の退学者が，再入学を願い出たときは，選考の上，これを許可することができる。 ２　再入学に関し必要な事項は，別に定める。 （転入学） 第２８条　他の大学院の学生で，大学院へ転入学を志願する者があった場合には，その事由及び学力等を審査した上で，これを許可することができる。 （転学） 第２９条　他の大学院へ転学を希望する学生は，学長の承認を得なければならない。 （休学） 第３０条　学生が疾病その他やむを得ない事情により，引き続き２月以上にわたり修学することができないときは，所定の手続を経て休学することができる。 ２　休学期間については別に定める。 ３　休学の事由が消滅したときは，当該学生は，速やかに所定の手続をとり，復学しなければならない。 （留学） 第３１条　大学院は，教育上有益と認めるときは，外国の大学院との協議に基づき，学生が当該大学院に留学することを認めることができる。 ２　前項の規定により学生が留学する場合は，休学の取扱いをしないものとする。 ３　第18条第２項の規定は，第１項の規定により学生が留学する場合に準用する。 ４　留学の手続その他留学に関し必要な事項は，別に定める。 （退学） 第３２条　退学を希望する学生は，学長に願い出て，その許可を得なければならない。 （除籍） 第３３条　次の各号の１に該当する者は，教授会の議を経て，学長が除籍する。 (1) 第11条第５項に定める在学年限を超えた者 (2) 第30条第２項に基づいて定められた休学期間を超えてなお修学できない者 (3) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等があった者 (4) 長期間にわたり授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者 (5) 入学料の免除を願い出た者のうち，免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者（入学料の徴収猶予を願い出た者を除く。） (6) 入学料の徴収猶予を願い出た者のうち，徴収猶予を許可された者で徴収猶予期間内に入学料を納付しない者及び徴収猶予を許可されなかった者で指定期間

内に入学料を納付しない者 第６章　懲戒　〔第34条　省略〕 第７章　入学料及び授業料　〔第35条～第38条　省略〕 第８章　科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生 （科目等履修生） 第３９条　本学の学生以外の者で，大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，正規の課程に支障のない限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。 ２　科目等履修生に関し必要な事項は，各研究科において定める。 （特別聴講学生） 第４０条　国内若しくは外国の他の大学院の学生が，本学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し，単位を修得しようとするときは，当該大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することができる。 ２　特別聴講学生に対する所定の単位の授与については，本学の大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。 ３　特別聴講学生が，本学の大学院学則，規程，規則等に違反したときは，その許可を取り消すことができる。 （特別研究学生） 第４１条　国内若しくは外国の他の大学院の学生が，本学の大学院において研究指導を受けようとするときは，当該大学院との協議に基づき，特別研究学生として入学を許可することができる。 ２　特別研究学生が，本学の大学院学則，規程，規則等に違反したときは，その許可を取り消すことができる。 （研究生） 第４２条　大学院において，特別の事項を研究しようとする者があるときは，大学院研究生として入学を許可することができる。 ２　研究生に関し必要な事項は，各研究科において別に定める。 第９章　補則 （準用） 第４３条　この学則に定めるもののほか，必要な事項は，大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程の関係規定を準用する。 （その他）	内に入学料を納付しない者 第６章　懲戒　〔第34条　省略〕 第７章　入学料及び授業料　〔第35条～第38条　省略〕 第８章　科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生 （科目等履修生） 第３９条　本学の学生以外の者で，大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，研究科の定めるところにより，正規の課程に支障のない限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。 ２　科目等履修生に関し必要な事項は，研究科において定める。 （特別聴講学生） 第４０条　国内若しくは外国の他の大学院の学生が，大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し，単位を修得しようとするときは，当該研究科はその定めるところにより，当該大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することができる。 ２　特別聴講学生に対する所定の単位の授与については，大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。 ３　特別聴講学生が，本学の大学院学則，規程，規則等に違反したときは，その許可を取り消すことができる。 （特別研究学生） 第４１条　国内若しくは外国の他の大学院の学生が，大学院において研究指導を受けようとするときは，当該研究科はその定めるところにより，当該大学院との協議に基づき，特別研究学生として入学を許可することができる。 ２　特別研究学生が，本学の大学院学則，規程，規則等に違反したときは，その許可を取り消すことができる。 （研究生） 第４２条　大学院において，特別の事項を研究しようとする者があるときは，研究科の定めるところにより，大学院研究生として入学を許可することができる。 第９章　補則 （準用） 第４３条　この学則に定めるもののほか，必要な事項は，大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程の関係規定を準用する。 （その他）

第４４条　第２条第２項，第３条第２項及び第10条第５項並びに第11条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は，連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の議を経なければならない。

附　則

１　この学則は，平成20年４月１日から施行する。

２　この学則による改正後の第５条第１項，第10条第１項から第４号まで，第11条，第18条，第19条及び第21条の規定は，平成20年度入学者から適用し，平成19年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

３　第６条第１項の規定にかかわらず，平成20年度の収容定員は，次の表のとおりとする。

専攻	収容定員	専攻	収容定員
教育実践創成専攻	３０名	数学教育専攻	１８名
学校教育専攻	２６名	理科教育専攻	６０名
学校心理専攻	５２名	技術教育専攻	１０名
特別支援教育専攻	３１名	音楽教育専攻	３６名
家政教育専攻	１８名	美術教育専攻	３６名
国語教育専攻	４５名	保健体育専攻	３３名
英語教育専攻	１８名	養護教育専攻	１５名
社会科教育専攻	６０名	総合教育開発専攻	１０４名
計			５９２名

第４４条　第２条第２項，第４条第２項及び第11条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は，連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の同意を得なければならない。

東京学芸大学学位規程の一部改正について

改正理由：教職大学院の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
第１章　総則	第１章　総則
第１条　〔省略〕	第１条　〔省略〕
（学位の種類） 第２条　本学が授与する学位は，学士，修士，博士及び教職修士（専門職）とする。	（学位の種類） 第２条　本学が授与する学位は，学士，修士及び博士とする。
第２章　学士の学位	第２章　学士の学位
〔省略〕	〔省略〕
第３章　修士の学位	第３章　修士の学位
（修士の学位授与の要件） 第６条　修士の学位は，本学大学院修士課程を修了した者に授与する。	（修士の学位授与の要件） 第６条　修士の学位は，本学大学院修士課程を修了した者に授与する。
（専攻分野の名称） 第７条　修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は，教育学とする。ただし，学際的な領域等の研究を行い，特に希望する者については，指導教員の指導を受け，当該学系の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学術と付記することができる。	（専攻分野の名称） 第７条　修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は，教育学とする。ただし，学際的な領域等の研究を行い，特に希望する者については，指導教員の指導を受け，当該学系の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学術と付記することができる。
（学位論文又は課題研究の成果の提出） 第８条　大学院修士課程の学生は，学位論文又は特定の課題についての研究の成果（この章において「課題研究の成果」という。）を教育学研究科長（この章において「研究科長」という。）に提出するものとする。	（学位論文の提出） 第８条　大学院修士課程の学生は，学位論文（東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成８年規程第13号）第11条第３項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。この章において同じ。）を教育学研究科長（この章において「研究科長」という。）に提出するものとする。
２　前項の学位論文又は課題研究の成果は１編とし，必要に応じ，他の論文を参考として添付することができる。	２　前項の学位論文は１編とし，必要に応じ，他の論文を参考として添付することができる。
（審査） 第９条　研究科長は，前条の学位論文又は課題研究の成果の提出を受けたときは，速やかに教授会に当該学位論文又は課題研究の成果の審査を付託しなければならない。	（審査） 第９条　研究科長は，前条の学位論文の提出を受けたときは，速やかに教授会に当該学位論文の審査を付託しなければならない。
２　教授会は，前項の付託を受けたときは，当該学生の指導教員を含め３名以上で構成する審査委員会を設置し，当該学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を実施させるものとする。	２　教授会は，前項の付託を受けたときは，当該学生の指導教員を含め３名以上で構成する審査委員会を設置し，当該学位論文の審査及び最終試験を実施させるものとする。
３　前項の審査委員会には，指導教員以外の研究科担当教員１名以上を含むもの	３　前項の審査委員会には，指導教員以外の研究科担当教員１名以上を含むもの

とする。 （最終試験） 第１０条　最終試験は，学位論文又は課題研究の成果の審査に合格した者について，当該学位論文を中心として関連ある科目について，口述又は筆記により行うものとする。 （教授会への報告） 第１１条　審査委員会は，学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を終了したときは，直ちにその氏名及び学位論文又は課題研究の成果の審査結果の要旨並びに最終試験の結果を文書で教授会に報告しなければならない。 （修士課程の修了の議決） 第１２条　教授会は，前条の報告に基づき，修士課程の修了の可否を議決する。 ２　前項の議決において，修士課程の修了を可とする議決は，当該議決権を有する出席者の３分の２以上の賛成がなければ行うことができない。 （審査結果等の報告） 第１３条　教授会は，前条の規定により修士課程の修了の可否を議決したときは，その結果を文書で学長に報告しなければならない。 （修士課程の修了の認定） 第１４条　学長は，前条の報告に基づき，修士課程の修了の認定を行う。 （修士の学位の授与） 第１５条　学長は，修士の学位を授与すべき者には，学位記（別紙様式Ⅱ）を交付する。 （学位授与の取消し又は撤回） 第１６条　学長は，修士の学位を授与された者が次の各号の１に該当すると認められたときは，教授会の議を経て，当該学位の授与を取り消し，又は撤回しなければならない。 (1) 不正の方法により，学位の授与を受けた事実が判明したとき。 (2) 学位の授与を受けた者が，その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。 ２　学長は，前項の規定に基づき，当該学位を取り消し，又は撤回したときは，その旨を学報に登載するとともに，既に交付した学位記を返還させなければならない。 ３　第12条第２項の規定は，第１項の場合に準用する。 第４章　博士の学位 〔省略〕	とする。 （最終試験） 第１０条　最終試験は，学位論文の審査に合格した者について，当該学位論文を中心として関連ある科目について，口述又は筆記により行うものとする。 （教授会への報告） 第１１条　審査委員会は，学位論文の審査及び最終試験を終了したときは，直ちにその氏名及び学位論文審査の要旨並びに最終試験の結果を文書をもって教授会に報告しなければならない。 （修士課程の修了の議決） 第１２条　教授会は，前条の報告に基づき，修士課程の修了の可否を議決する。 ２　前項の議決において，修士課程の修了を可とする議決は，当該議決権を有する出席者の３分の２以上の賛成がなければ行うことができない。 （審査結果等の報告） 第１３条　教授会は，前条の規定により修士課程の修了の可否を議決したときは，その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。 （修士課程の修了の認定） 第１４条　学長は，前条の報告に基づき，修士課程の修了の認定を行う。 （修士の学位の授与） 第１５条　学長は，修士の学位を授与すべき者には，学位記（別紙様式Ⅱ）を交付する。 （学位授与の取消し，又は撤回） 第１６条　学長は，修士の学位を授与された者が次の各号の１に該当すると認められたときは，教授会の議を経て，当該学位の授与を取り消し，又は撤回しなければならない。 (1) 不正の方法により，学位の授与を受けた事実が判明したとき。 (2) 学位の授与を受けた者が，その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。 ２　学長は，前項の規定に基づき，当該学位を取り消し，又は撤回したときは，その旨を学報に登載するとともに，既に交付した学位記を返還させなければならない。 ３　第12条第２項の規定は，第１項の場合に準用する。 第４章　博士の学位 〔省略〕

第５章　教職修士（専門職）の学位 （教職修士（専門職）の学位授与の要件） 第３５条　教職修士（専門職）の学位は，本学大学院専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）を修了した者に授与する。 （教職大学院の課程の修了の議決） 第３６条　教授会は，教職大学院の課程の修了の可否を議決する。 ２　前項の議決において，教職大学院の課程の修了を可とする議決は，当該議決権を有する出席者の３分の２以上の賛成がなければ行うことができない。 （審査結果等の報告） 第３７条　教授会は，前条の規定により教職大学院の課程の修了の可否を議決したときは，その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。 （教職大学院の課程の修了の認定） 第３８条　学長は，前条の報告に基づき，教職大学院の課程の修了の認定を行う。 （教職修士（専門職）の学位の授与） 第３９条　学長は，教職修士（専門職）の学位を授与すべき者には，学位記（別紙様式Ⅴ）を交付する。 （学位授与の取消し又は撤回） 第４０条　学長は，教職修士（専門職）の学位を授与された者が次の各号の１に該当すると認められたときは，教授会の議を経て，当該学位の授与を取り消し，又は撤回しなければならない。 (1) 不正の方法により，学位の授与を受けた事実が判明したとき。 (2) 学位の授与を受けた者が，その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。 ２　学長は，前項の規定に基づき，当該学位を取り消し，又は撤回したときは，その旨を学報に登載するとともに，既に交付した学位記を返還させなければならない。 ３　第36条第２項の規定は，第１項の場合に準用する。 第６章　補則 （学位の名称の使用） 第４１条　〔省略〕 （その他） 第４２条　〔省略〕 附　則 この規程は，平成20年４月１日から施行する。 別紙様式Ⅰ～Ⅳ　〔省略〕	第５章　補則 （学位の名称の使用） 第３５条　〔省略〕 （その他） 第３６条　〔省略〕 別紙様式Ⅰ～Ⅳ　〔省略〕

改正

別紙様式Ⅴ（教職修士（専門職））（第39条関係）

Degree Number:

Tokyo Gakugei University

Graduate School of Education

It is hereby certified that

having fulfilled all the requirements and having passed all the examinations has this day been duly admitted to the degree of

Master of Education in Teaching

The Official Seal of the University has been hereunto affixed

this th day of .

大学印

President of the University

教職第　　号

学 位 記

氏　　名

本学大学院教育学研究科教育実践創成専攻教職大学院の課程において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年　　月　　日

東 京 学 芸 大 学 長

学長印

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：教職大学院の設置及び大学院関係規程の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（趣旨）
第１条　東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）に関し必要な事項は，国立大学法人東京学芸大学学則，国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び東京学芸大学学位規程に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。</td><td>（趣旨）
第１条　東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）に関し必要な事項は，国立大学法人東京学芸大学学則，国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び東京学芸大学学位規程に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。
（専攻）
第２条　教育学研究科に，次の専攻を置く。
(1) 学校教育専攻
(2) 学校心理専攻
(3) 特別支援教育専攻
(4) 家政教育専攻
(5) 国語教育専攻
(6) 英語教育専攻
(7) 社会科教育専攻
(8) 数学教育専攻
(9) 理科教育専攻
(10) 技術教育専攻
(11) 音楽教育専攻
(12) 美術教育専攻
(13) 保健体育専攻
(14) 養護教育専攻
(15) 総合教育開発専攻
２　前項の専攻に，別表に掲げるコース（サブコース）を置く。
（収容定員）
第３条　教育学研究科の入学定員及び収容定員は，次の表のとおりとする。
<table><tr><th>専攻</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>学校教育専攻</td><td>16名</td><td>30名</td></tr><tr><td>学校心理専攻</td><td>28</td><td>54</td></tr><tr><td>特別支援教育専攻</td><td>17</td><td>32</td></tr><tr><td>家政教育専攻</td><td>10</td><td>18</td></tr><tr><td>国語教育専攻</td><td>22</td><td>42</td></tr><tr><td>英語教育専攻</td><td>10</td><td>18</td></tr></table></td></tr>
</table>

社会科教育専攻	30	58
数学教育専攻	10	18
理科教育専攻	30	58
技術教育専攻	6	10
音楽教育専攻	20	38
美術教育専攻	20	38
保健体育専攻	16	31
養護教育専攻	10	19
総合教育開発専攻	64	128
計	309名	592名

（専攻の役割）
第２条　専攻は，学生の教育研究指導及び生活指導（以下「指導」という。）を担当する。
２　専攻は，当該専攻が指導を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。
３　専攻は，当該専攻のカリキュラム作成，時間割の編成・運営及び入学試験等の業務を行う。

（専攻代表）
第３条　専攻に代表を置き，当該専攻を担当する教授をもって充てる。

２　前項の規定にかかわらず，当該専攻に教授を欠く場合は，当該専攻を担当する准教授をもって充てることができる。

３　専攻代表は，当該専攻の運営に当たる。
４　専攻代表の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（専攻会議）
第４条　専攻に，専攻会議を置く。
２　専攻会議は定期的に専攻代表が招集し，議長となる。
３　前項の規定にかかわらず，専攻代表は必要に応じて臨時に専攻会議を招集することができる。
（コース及びサブコース）
第５条　専攻に，別表に掲げるコース及びサブコースを置く。

（研究科長）
第４条　教育学研究科に研究科長を置き，学長をもって充てる。
（専攻代表等）
第５条　専攻，コース及びサブコース（この条において「専攻等」という。）にそれぞれ代表を置き，当該専攻等の構成員である教授（講座に所属する者に限る。）をもって充てる。
２　前項の規定にかかわらず，当該専攻等に教授を欠く場合は，当該専攻等の構成員である准教授（講座に所属する者に限る。）をもって充てることができる。
３　専攻等の代表は，当該専攻等の運営に当たる。

（授業科目等）

（履修科目の届出）
第６条　学生は，指導教員の指導に基づき，当該学年内に履修しようとする授業科目を，所定の様式により研究科長に届けなければならない。
（単位修得の認定）
第７条　単位修得の認定は，学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告等に基づきこれを行う。
（履修方法及び修得単位数）
第８条　教職大学院の課程の学生は，所属する専攻の授業科目について，指導教員の指導により，表１の履修基準に基づき，46単位以上を修得しなければならない。
２　修士課程の学生は，所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について，指導教員の指導により，表２の履修基準に基づき，30単位以上を修得しなければならない。
３　教職大学院の課程の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は，37単位とする。ただし，大学院学則第10条第２項の規定により履修する学生にあっては，41単位とする。

表１　教職大学院の課程の履修基準

専攻／科目群		教育実践創成専攻
共通科目		20単位
選択科目	選択科目Ａ	４単位以上
	選択科目Ｂ	６単位以上
課題研究科目		６単位
実習科目		10単位
合　計		46単位

備考：実習科目10単位には，現職教員の経験等により修得したものとみなす７単位が含まれる。

表２　修士課程の履修基準

専攻／科目群等	全専攻
教育実践開発科目群のうち共通選択必修科目	４単位以上

第６条　教育学研究科における各専攻の授業科目，単位数及び取得できる免許状に関する事項等は，別に定める。

（履修方法）
第７条　学生は，その所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について，指導教員の指導により，30単位以上を修得しなければならない。

教育実践研究法科目群	特別研究	４単位以上
	特別研究以外の科目	６単位以上
教育内容基礎研究科目群		０単位以上
合　　計		30単位

（教職大学院１年履修プログラム）

第９条　大学院学則第10条第２項に規定する履修上の区分を，「教職大学院１年履修プログラム」と称する。

２　教職大学院１年履修プログラムは，大学院学則第18条第２項の規定により，実習科目10単位のうち７単位を修得したものとみなされた学生を対象とする。

（修士課程短期特別コース）

第１０条　大学院学則第10条第３項に規定する履修上の区分を，「修士課程短期特別コース」と称する。

（他の大学院における授業科目の履修）

第８条　教育学研究科は，教育上有益と認めるときは，他の大学院との協議に基づき，学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

２　前項の規定により，学生が他の大学院で修得した単位については，10単位を超えない範囲で，教育学研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前２項に定めるもののほか，他の大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

（他の大学院等における研究指導）

第９条　教育学研究科は，教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき，学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

２　前項の規定により，研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

３　前２項に定めるもののほか，他の大学院等における研究指導に関し必要な事項は別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第１０条　教育学研究科は，教育上有益と認めるときは，学生が教育学研究科に入学する前に教育学研究科又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（教育学研究科又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を，教育学研究科に入学した後の教育学研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，修業年限を短縮することはできない。

２　前項により修得したものとみなすことのできる単位数は，転入学等の場合を除き，教育学研究科において修得した単位以外のものについては，10単位を超

	えないものとする。 ３　前２項に定めるもののほか，単位認定等に関し必要な事項は，別に定める。 （修士課程の修了要件） 第１１条　教育学研究科に２年（大学院学則第11条第３項の規定により履修する学生にあっては，認められた修業年限の年数）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格した者については，当該学系の教授会の議を経て，学長が修士課程の修了を認定する。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，教育学研究科に１年以上在学すれば足りるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず，大学院学則第11条第２項に定める教育学研究科短期特別コースに１年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格した者については，当該学系の教授会の議を経て，学長が修士課程の修了を認定する。 ３　前２項の学位論文の審査は，指導教員の許可を得て，特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。
（入学資格） 第１１条　教育学研究科に入学することのできる者は，次の各号の１に該当する者とする。 (1) 大学を卒業した者 (2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者	（入学資格） 第１２条　教育学研究科に入学することのできる者は，次の各号の１に該当する者とする。 (1) 大学を卒業した者 (2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第67条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
	（再入学） 第１３条　教育学研究科の退学者が，再入学を願い出たときは，選考の上，これを許可することができる。 ２　再入学に関し必要な事項は，別に定める。
	（転入学） 第１４条　他の大学院の学生で，教育学研究科へ転入学を志願するものがあった場合には，その事由及び学力等を審査した上で，これを許可することができる。
	（転学） 第１５条　教育学研究科の学生で，他の大学院へ転学を希望する者は，本学学長の承認を得なければならない。
（休学期間） 第１２条　教育学研究科の休学期間は，２月以上１年以内とする。ただし，特別の事情があるときは，１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。 ２　休学期間は，通算して２年を超えることができない。	（休学期間） 第１６条　教育学研究科の休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の事情があるときは，１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。 ２　休学期間は，通算して２年を超えることができない。

（留学）
第１７条　教育学研究科は，教育上有益と認めるときは，外国の大学院との協議に基づき，学生が当該大学院に留学することを認めることができる。
２　前項の規定により学生が留学する場合は，休学の取扱いをしないものとする。
３　第８条第２項の規定は，第１項の規定により学生が留学する場合に準用する。
４　留学の手続きその他留学に関し必要な事項は別に定める。
（科目等履修生）
第１８条　本学の学生以外の者で，教育学研究科が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，正規の課程に支障のないかぎり，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。
２　科目等履修生に関する規程は，別に定める。
（研究生）
第１９条　公の機関等が，その所属職員に対する研究指導を教育学研究科に委託することを希望するとき，又は本学の学生以外の者が，教育学研究科において研究指導を受けることを志望するときは，教育学研究科の学生に対する授業及び研究指導に支障をきたさない範囲において選考の上，教育学研究科の研究生として入学を許可することができる。
２　研究生に関する規程は，別に定める。
（特別聴講学生）
第２０条　教育学研究科において授業科目を履修しようとする他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生があるときは，当該大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することができる。
２　特別聴講学生に関する規程は，別に定める。
（特別研究学生）
第２１条　教育学研究科において研究指導を受けようとする他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生があるときは，当該大学院との協議に基づき，特別研究学生として入学を許可することができる。
２　特別研究学生に関する規程は，別に定める。

別表

専攻	コース	サブコース
教育実践創成専攻		
学校教育専攻	学校教育	
	幼児教育	
学校心理専攻	学校心理	
	臨床心理	

別表

専攻	コース	サブコース
学校教育	学校教育	
	幼児教育	
学校心理	学校心理	
	臨床心理	

特別支援教育専攻	特別支援教育	
	発達障害	
	支援方法	
家政教育専攻	家庭科教育	
	生活科学	
国語教育専攻	国語科教育	
	日本文学	
	中国古典学	
	日本語学	
	日本語教育	
英語教育専攻	英語科教育	
	英語学・英米文学文化	
社会科教育専攻	社会科教育	
	地理学	
	歴史学	
	哲学・倫理学	
	法学・政治学	
	経済学	
	社会学	
数学教育専攻	数学科教育	
	数学	
理科教育専攻	理科教育	
	物理学	
	化学	
	生物学	
	地学・環境科学	
技術教育専攻	技術科教育	
	技術科学	
音楽教育専攻	音楽科教育	
	音楽	
美術教育専攻	美術科教育	
	美術	
	総合美術	
	書道教育	
保健体育専攻	体育科教育	
	体育学	

特別支援教育	特別支援教育	
	発達障害	
	支援方法	
家政教育	家庭科教育	
	生活科学	
国語教育	国語科教育	
	日本語学・日本文学	
	中国古典学	
英語教育	英語科教育	
	英語学・英米文学文化	
社会科教育	社会科教育	
	地理学	
	歴史学	
	哲学・倫理学	
	法学・政治学	
	経済学	
	社会学	
数学教育	数学科教育	
	数学	
理科教育	理科教育	
	物理学	
	化学	
	生物学	
	地学	
技術教育	技術科教育	
	技術科学	
音楽教育	音楽科教育	
	音楽	
美術教育	美術科教育	
	美術	
	書道教育	
保健体育	体育科教育	
	体育学	

	運動学	
	健康・スポーツ科学	
養護教育専攻	養護教育	
総合教育開発専攻	生涯教育	
	国際理解教育	多言語多文化教育
		地域研究教育
	情報教育	
	環境教育	環境教育
		文化遺産教育
	表現教育	

附　則

１　この規程は，平成20年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の第５条及び第８条の規定は，平成20年度入学者から適用し，平成19年度以前に入学したものについては，なお従前の例による。

	運動学	
養護教育	養護教育	
総合教育開発	国際理解教育	多言語多文化教育
		日本語教育
		地域研究教育
	生涯教育	生涯教育
		共生社会教育
		健康・生涯スポーツ
	情報教育	
	環境教育	環境教育
		環境自然科学
		文化遺産教育
	表現教育	表現コミュニケーション教育
		芸術教育